

寒河江市公民館に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市条例第35号

寒河江市公民館に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市公民館に関する条例（昭和49年市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第3条中「皿沼分館 寒河江市大字島672番地

寒河江市柴橋地区公民館

柴橋分館 寒河江市大字柴橋2, 943番地の1

落衣分館 寒河江市大字柴橋2, 498番地の1

木ノ沢分館 寒河江市大字柴橋1, 512番地の9

松川分館 寒河江市大字松川112番地の2

金谷分館 寒河江市大字柴橋1, 681番地の4

中郷分館 寒河江市大字中郷1, 061番地

平塩分館 寒河江市大字平塩361番地の1」を

「皿沼分館 寒河江市大字島672番地」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。